

各 位

株式会社 東北銀行

女性活躍推進法に基づく

「基準適合一般事業主」の認定取得について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、平成 28 年 4 月 1 日に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「基準適合一般事業主」として、平成 28 年 6 月 17 日付で厚生労働大臣より認定を受け、認定マーク「えるぼし」を取得いたしましたのでお知らせいたします。

女性活躍推進法における認定制度は、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の評価基準を満たし、女性活躍推進に関する取組み状況が優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けられるものです。

当行は 5 つの評価項目全てを満たしていることから、最上位である 3 段階目の「えるぼし」を取得いたしました。

当行はこれまでも女性の活躍推進に積極的に取り組んでおり、平成 21 年度に雇用機会均等に係る均等推進部門において「岩手労働局長優良賞」を受賞しているほか、平成 24 年度には次世代育成支援対策推進法に基づく次世代認定マーク「くるみん」を取得しております。また、女性活躍の評価指標の一つとされる女性の管理職比率においては、金融業の平均値（7.2%）*を大きく上回り 28.8%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっております。

今後も、男女が共に活躍し、従業員一人ひとりが能力を十分に発揮できる職場環境づくりに向けて、一層の推進を図ってまいります。

*厚生労働省ホームページ「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」参照

以上

【認定マーク「えるぼし」】3 段階目



【本件に関する問い合わせ】

人事部 （担当：澤口）

電話番号：019-651-6161



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>